

令和3年度

第5回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年8月27日（金）

佐々町農業委員会

令和3年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年8月27日(金)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場3階 第1会議室
3. 開 会 令和3年8月27日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	橋川 貴月 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

報告第2号 農地転用許可不要案件届出書について

(4) 審議事項

第12号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第14号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第16号議案 非農地通知申出書について（口石地区）

第17号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

(4) その他

① 9月定例会の日程について

② 令和3年度農業者年金加入推進特別研修会について

③ その他

事務局長（橋川 貴月君） 時間になりましたので、ただいまから令和3年度第5回佐々町農業委員会会議総会を行わせていただきます。

それと、それぞれ発言がある方は、議事録を作りますので、お手元のマイクのスイッチを入れて発言をしていただきたいと思いますと考えております。

まず初めに、吉野会長から御挨拶を頂きます。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。つい8月に入る頃はもう暑い日が続いて、一雨欲しいなという感じでしたけれども、それがまた梅雨に戻ったような長雨、また大雨となりました。県内においても、災害が発生しております。町内においても、先日までに、大きいのはないんですけど、小さい災害が起きていると産業経済課のほうに報告が上がっております。これから、いよいよ実りの秋の収穫の時期を迎えて、快晴の天気の良い日が続くことを期待するばかりです。

それから、皆さんも御存じのとおり、一向に終息が見えないコロナの感染拡大です。8月19日には、長崎県の新型コロナウイルス感染段階がステージ5に引き上げられ、さらに県下全域に県独自の緊急事態が発令されました。そして、本日より、まん延防止等重点措置の対象地域に追加され、長崎市と佐世保市が入っております。これから、まだまだ暑さが続きますが、委員の皆さんには農地パトロール等お願いしているところであります。感染対策はもとより、暑さ、熱中症対策も十分に注意され活動されますよう、よろしく願いいたします。

本日の総会も、こういうコロナの感染状態でありますので、速やかに議事が進行することをお願い申し上げて、挨拶といたします。

事務局長（橋川 貴月君） どうもありがとうございました。

本日の出席委員は全員です。最適化推進委員についても全員出席をされておられます。委員会は定数に達しておりますので、総会を成立していることをここに御報告させていただきます。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、4番、藤永委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願ひします。
以上、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について、事務局の説明を求めます。
事務局長（橋川 貴月君） すいません。座って御説明をさせていただきます。よろしくお願ひ
します。

1 ページ目を御覧ください。

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書。

届出者、〇〇〇〇氏、届出者の住所及び職業、〇〇〇〇、職業、農業。

2、土地の所在面積、利用状況として、土地の所在、佐々町口石免字野後、624番
1の一部、地目が畑、現況が耕作道となっております。

登記簿面積が502m²、転用面積が38.26m²として、耕作用通路、耕作者氏名は、
同じく〇〇〇〇氏です。

もう1筆、624番4の一部、台帳地目が畑、現況が耕作道となっております。

台帳の面積ですけど、111m²、転用の面積が1.7m²、利用状況、耕作者ともに同
じです。

3、転用の計画としまして、用途としては、耕作用通路として39.96m²を転用し
たいということで出てます。

これにつきましては、6番のその他参考となるべき事項のところに書いてありますけども、
昭和61年以前より、耕作用通路として利用開始しておられました。その後、昭和61年
6月に自宅を新築した際に、耕作用通路を建物のコンクリート敷地として自宅の進入路と
して兼用することになったため、本来であればこの改造のときに届出が必要だったんです
けども、このたび、届出が行われております。

場所ですけども、すいません、4ページを御覧ください。町道木場線の〇〇〇〇さんか
らずっと先のほうに、木場のほうに向かいまして、ちょうど登り上がる少し手前の左側に
今回の申請地がございます。

5ページの写真を見ていただくと分かるように、写真の右下に写ってるのが町道木場線
で、申請地が赤で書いてあります624の1と624の4、その奥に〇〇〇〇さんの御自
宅がございます。

なお、平面図でいきますと、6ページ目を御覧ください。右側のほうに、家屋と書いた
建物がありますが、それが〇〇〇〇さんの御自宅です。

2筆にまたがっております。通路1と通路2、この2つが合わせて転用制限の例外規定に係る届出ということで今回出されておられます。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問られる方、いらっしゃいませんか。8番。

8番（藤永 九市君） この件につきましては、報告事項だからあえて反対はしませんけれども、前回の、先月の総会の折にも、そのような案件で、こういうようなほうな問題で上がってきておりましたよね。そういうふうに、申し上げておりましたように、こういう例が後から後から出てくるんですね。だから、これ、本来の姿じゃないんですけども、当事者も当然ですが、その当時の農業委員さん方も気づかれなかったのかなとか。家屋、新設されるときも分かってたはずのような気がしますけどね。

そういったことで、当然、申請者である方、今後ですけど、その地区の農業委員というものも、私ども含めて、かねがねやっぱりこういうことについては目を向けて、気がけていく必要があるんじゃないかなというふうに感じておる次第です。

だから、お互いにそのことを今一度お考え頂いて、出てきたものは仕方ありませんけど、また今後もこういうことがあり得ると思います。そういったことで、一応、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ○○○○さんが当時家を建てられる前の、家屋って右側に書いてあるところも農地だったそうで、そこに行くための通路というか、耕作道ということで造られたんですけど、申請がなかったということで、そこを今回出されたということで。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局からもちよつと補足させていただきます。

6ページの図面ですけども、○○○○さんの今の御自宅は、この図面の右側の家屋と今回申請地の通路の脇の家屋となつてるところが今現在の住まれてるところですけど、この地図の中の左上のところに614の3つっていうところが、地番があるかと思うんですけども、一番左上ですね。614の3というのがあります。そこが、もともと○○○○さんが住んでらっしゃったところで、今回、昭和61年頃に、右側のほうに、建物が古くなったので移転されたという形で聞いております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。なければ、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号の農地転用許可不要案件届出書について、事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局から御説明させていただきます。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 報告第2号 農地転用許可不要案件届出書。

申請者、〇〇〇〇となっております。

農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則の第29条第1項第16号及び農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第1項第14号に規定する農地転用許可不要案件について、下記のとおり転用したいので届け出ますということで出ております。

- 1、事業の目的、楽天モバイル携帯電話無線基地局設置。
- 2、事業の目的として、通信事業における携帯電話無線基地局設置事業。
- 3、事業の概要。

- 1、施工面積、4m²。
- 2、施行の時期、2021年8月から9月。
- 3、施工地に関する施設の種類・数量、コンクリート柱15mを1基。

転用の詳細としては、楽天モバイル無線基地局の設置となっております。

計画地ですけれども、佐々町木場免字造皆808番1、面積652m²のうち4m²。

- 3、所有者住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。
- 4、権利形態、賃借権ということで、畑を4m²となっております。

今回、無線基地局については転用の許可不要物件として認められており、ページの16ページ以降に認定の事業者であるかの書類が添付されております。

場所ですけれども、すいません、10ページを御覧ください。10ページの木場町内会の町内会集会所から100mほど行ったところから左に上がったところで、すいません、林委員さんの御自宅の入り口付近になります。

設置の候補地としての状況は、12ページにこういった形で施工したいということの内容となっております。

事務局からは以上です。よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。ないようですので、報告第2号を終わります。

次に、日程（4）、審議事項に入ります。

第12号議案 農地法第4条の規定による許可申請所についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より説明いたします。

議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、知事処分分になります。

土地の所在、佐々町口石免字野後624番地の4。

登記地目、畑、現況地目も畑、登記面積111m²。

申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、76歳、職業、農業及び不動産業となっております。

転用の目的、進入路及び家庭菜園ということで、進入路として44.5m²、家庭菜園として66.85m²の転用ということで出てます。

農地の区分としましては3種農地、備考としまして、家庭菜園及に進入道路を整備するためということで出ております。

場所ですけれども、すいません、先ほどの報告事項であった場所なので、割愛させていただきたいと思います。

状況ですけれども、すいません、26ページを御覧ください。これが現況の写真、先ほども載ってましたけれども、同じような状況でございます。赤で書いてある写真上の624番地の4を家庭菜園及びその624の4の左端の細長いところが一部進入道路になるということで計画されております。

23ページです。

被害防除計画書、29ページも一緒に見ていただけたら分かりやすいかと思えます。

土砂流出、崩壊、その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策としましては、ほぼ現状として利用しますということです。

2番の、現状として利用するに当たって、進入道路部分はコンクリート被覆することから、被害が生じるおそれがないということで計画されておられます。

②農業用水路施設等の支障させないための措置としましては、雨水排水は現状のように町道の道路側溝に放流させるということで計画がしてあります。

③です。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、工作物、特に設けないことから、周辺の農地には影響がないということで出されております。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） 次の第13号議案と関連がありますので、続けて13号議案を説明させていただいて、一緒に御審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、13号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より説明をいたします。

議案第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、知事処分になります。

土地の所在、佐々町口石免字野後、624の1。

登記地目、畑、現況地目、畑、登記面積が502m²。

申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、年齢・職業とも先ほどと同じです。

転用の目的、施設の概要。転用の目的は長屋住宅として、施設の概要は1棟2階建てで6戸、179.26m²、付随して駐車場が8台、それとプロパンのボンベ庫として5.63m²となっております。

農地の区分は、3種農地。

備考として、高齢になり、耕作が困難になっていることから、生計維持のため、長屋住宅を建築し、賃貸経営を行うということになっております。

すいません。場所の説明は割愛させていただきます。

35ページの現況写真を御覧ください。今回、申請地が624番地の1となっております。上の写真でいくと、手前側が道路となっております、町道の木場線となります。

計画の事業概要ですけれども、37ページに概要が書いてあります。

事業の目的及び内容、安定的な収入確保のため、長屋住宅1棟6室の賃貸経営を行うということで、先ほど話したように、住宅6戸と駐車場8台の計画がされておられます。

次に、39ページを御覧ください。被害防除として、計画書があります。合わせて、40ページも御覧いただけたらと思います。

被害防除計画書、①土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策としまして、今回、申請地の造成計画は、盛り土が最高で30cmほどを行います。上記に対しての被害防除としては、擁壁を設けるとなっております。それと、防護柵を設ける。

擁壁を設けるとというのは、40ページの図面でいきますと、左側に少し黒く塗った部分がコンクリート道路との間に書かれていますけれども、その部分に擁壁を造って、隣接の道路側に土砂が落ちないようにということで計画をされてらっしゃいます。

それと、防護柵を設けるとというのは、周辺にコの字型に柵を設けて、ごみとかの飛散を防止したりとかすることを計画されておられます。

②の農業用排水施設に有する機能に支障を生じさせないための措置としましては、雨水は今の現況どおり、町道及び図面でいう左側の既存側溝に落とされるということになります。それと、生活排水や汚水排水は、ここは下水道が通っておりますので、下水道へ接続するということが計画されてます。

③の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、建物の高さを加減するということが、高さが7.6m程度にするということで、ただ、周辺にも

農地がなく、建物の高さを加減していますので、被害が発生するおそれはないということで計画がされております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） この件につきまして、8月11日に5時から、業者の方と行政書士の方、それから局長と私と5名で現地立会いを行いました。

場所のほうは、口石の上のほうになります。木場と口石の境目のところ。特徴のある建物と申しますと、周りに、この〇〇〇〇さんの上に〇〇〇〇っていうホテルがあります。その下のところ。

それから、周りに農地はなく、農地はこの〇〇〇〇さんの農地だけでしたので、あと近隣の方々の了解も得ておられますし、周りに迷惑をかける農地はありません。

それから、造成するところの雨水は側溝に流す、それから下水道もありますので、生活排水は下水道に流すということでした。

報告事項から、今までずっと事務局のほうから説明がありましたので、そのような形で確認をしております。特に問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問あられる方はいらっしゃいませんか。

先ほど報告事項であった進入路については、今回、長屋住宅の建設予定地となっております。その関係で、新たに自宅への進入路ということで、12号議案で申請が上がっております。通路を除いた残りの農地は家庭菜園ということで、合わせての転用となっております。

ないようですので、採決をいたします。——ああ、はい、どうぞ、8番。

8番（藤永 九市君） 恐れ入ります。すいません。

今、会長からも話がありましたように、報告1号、それから12号と13号、合わせて関連するところばかりですし、また我々の木場の通り道ですから、もう、いつも見て通るところです。言わば、自宅からすると、もう本当、家の前の一番いい場所を持っていらっしゃるわけですが、実はもったいないような気がしますけれどもね。

そういう中で、ここにありますように、年齢的にも76歳、〇〇〇〇さん、よく知っています。奥さんの姿も見ません。そういう状況の中で、非常に農業をやっていく状況にないというふうなことがうかがえるわけですが、地元委員さんとしては、あえて、そういう状況の中で御本人及び奥さんの状況なんかはどんなもんですか。ちょっと、よければ伺いしておきたいと思いますが、お願いします。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） ○○○○さん自体も、もう高齢になられて、農業をするような体力がないというふうなことでありました。それから、御家族の内容も、息子さんたちがおられますけども、息子さんたちも同居じゃなくて県外のほうにお住まいだということで、それから奥さんのほうは病弱になられて、もう施設のほうに入所されてるというふうなことをお聞きしております。自分がもう、この農地を維持していくことが無理だから、このような形で長屋住宅で生計を立てようというふうなことを思ってるというお話でした。

以上です。

会長（吉野 裕君） （中断）ありませんか。ないようですので、1つずつ採決をさせていただきます。

第12号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。賛成多数で、転用やむなしということで県に進達いたします。

続いて、第13号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についての転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手多数で、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第14号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より説明をいたします。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） ページ数が45ページです。

議案第14号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、知事処分分。

土地の所在、佐々町小浦免字丸山5番の1の一部。

登記地目として、畑、現況地目、休耕となっております。

登記面積は422m²ですが、そのうち211m²を転用ということになっております。

申請人、○○○○、○○○○氏、71歳、農業。

転用の目的、耕作用及び貸し駐車場です。

施設の概要としまして、耕作用自己駐車場兼農地の進入路として使いたいと。それと、貸し駐車場として6台分及び通路を確保したいということになっております。合計で211m²。

農地の区分としましては、3種農地。

備考としまして、隣接農地の耕作用車両及び貸し駐車場を整備するという事でお出でおります。

場所の説明をさせていただきます。

49ページ目を御覧ください。

場所は、県道の佐世保鹿町線、小浦駅前の道路を小浦駅から200mほど佐世保寄りに行ったところの〇〇〇〇さんがあられるとこの近くです。

50ページを御覧ください。及び51ページ目も字図がついておりますけども、50ページの写真で、ごみ箱の先に青い線で囲った部分があります。ここが、今回、貸し駐車場をしたいということになってます。

51ページ目のほうは、字図ですけども、5の1番地のうち、図面という下側の黄色くなってる部分、これが先ほどの写真という青い線で囲ったところになりますけども、その部分の申請地となっております。

それと、52ページの事業概要としましては、先ほど説明した駐車場を6台確保するという事での計画となっております。

それと、被害防除ですけども、55ページ目を御覧ください。合わせて、56ページ目も一緒に見ていただけたらと思います。

被害防除計画書としまして、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないための処置としまして、造成計画の内容、切り土を行うということで、最高で0.5mとなっております。この0.5mというのは、先ほど写真で見られたように、車の進入道路用として、削らないと車が入れないということで、そこが最大で50cm程度ということなんです。

被害防除措置としまして、隣接農地との境界にブロックを設置し土砂流出を防止するため、被害が生じるおそれがないということで書いておられます。

なお、隣接農地というのは、御本人の土地になります。

農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置としては、現況のように、前面道路の水路に放流するという事での計画がされております。

その他の被害処置ですけども、工作物は設けないことから、被害が特段起こることはないということで計画がされております。

実際、現地の立会いのほうをさせていただいてますので、事務局からのほうは、資料についての説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。（「16番」の声あり）14番。

16番（福田 庄治君） 8月16日午後より、現地確認を行いました。

場所は、〇〇〇〇があるんですけど、その手前から左に入ってすぐ右のところは現地になるんです。

それで、50ページを見てもらいたんですけど、写真の奥のほうに整骨院が建ってます。それで、手前が農地になるんですけど、その半分半分の分筆になります。それで、今の手前の道路より、道路と現地の高さが現在1mぐらい段差があるんです。そこで、境界には石をついて、あとは土羽で対応するということでした。

駐車場は、青枠でしてあるとおおり、真ん中になるんですけど、アスファルトはなくて、砂利敷で対応するということです。雨水も、車の進入路に向けての自然勾配で、道路にある側溝に流すということでした。それで、土砂の流出が懸念されるんですけど、それは絶対、土砂の流出はないようにしますということでした。こちらからもお願いしときました。それで、駐車場と農地の境目はブロックで仕切って、これも土砂の流出はないようにしますということでした。

ほかに隣接する農地は周りにはないので、問題ないかと思われまます。

以上ですけど、皆様も御検討よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 5の1の一部ということですが、分筆のほうはされないんでしょうか。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局から、よろしいでしょうか。すいません。

分筆はされる予定で測量を済ませてらっしゃるということでした。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。ないようですので、採決をいたします。

第14号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手多数ですので、許可相当として県に進達いたします。

次に、第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請所についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より御説明します。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 57ページを御覧ください。

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認についてということで、知事処分となります。

土地の所在、2筆ございます。佐々町沖田免字波恵崎143番3、同じく波恵崎143番5。

登記地目、2筆とも田でございます。現況地目としまして、両方とも休耕となっております。

143番の3が56m²、143番の5が330m²。

借受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、職業、医師となっております。

貸し出す人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、自営業、農業ということとなっております。

転用の目的としましては、露天駐車場、概要としましては、普通車の駐車場を17台、合計で386m²となっております。

農地区分は3種、備考としまして、患者用の駐車場不足を解消するためということで今回出されております。

場所の御説明をします。

62ページを御覧ください。

これにつきましては、前々回の農業委員会総会の際にもちよっと出てきた案件でありますので御存じの方も多いかと思いますけども、〇〇〇〇が国道204号の脇にございます。そこよりも町営の牧崎住宅側に行ったところに、今回の申請地として、赤で印をつけた場所となっております。

次の63ページを御覧ください。

写真がついておりますけども、前回の農地転用申請でできた部分が、第2駐車場として一部写っております。今回の申請地は、その隣の農地となります。

66ページを御覧ください。

事業計画書としまして、目的及び内容ですけども、〇〇〇〇の経営をするためにということで、利用計画としましては、遊休農地を賃借し、駐車場として整備し、患者用の第2駐車場を拡張する計画ですということで、3、現在の事業状況としましては、多い日で120人程度が自家用車で来院されるということになっております。

新たに申請地を取得しなければならない理由としましては、当初、〇〇〇〇敷地内に24台分の患者用駐車場を確保して開業しましたが、事前の予想以上多くの患者が来院していたために常に混雑しており、安全の確保が必要であることから、今年の4月に農地法の5条の許可を受けて農地貸し出し後、農地を借りて12台分、第2駐車場を整備しましたが、駐車場不足がまだ解消されず、隣接の店舗まで御迷惑をおかけしている状況であるので、今回の申請に至ったということになっております。

68ページ、69ページを御覧ください。

68ページの被害防除計画書です。

申請地の造成内容としましては、盛り土を行うということで最高で20cm程度、それに

対する被害防除措置としまして土留め工事をするということで、土留め工事をするのは河川側、69ページの図面で言いますと、水路と書いてある側に擁壁を設置されるということになっております。

それと、被害防除計画書のほうですけど、農業用排水施設に支障を生じさせないための措置としましては、雨水処理として、既存のためますを利用したり、自然流下で69ページの水路側のほうに流すという形で考えておられます。

周辺の農地に対する営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、建築物は造らないので、日照や通風に大きな支障はないということで計画がされておられます。

以上、事務局より説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。10番。

10番（池田 晴良君） 本件、8月19日15時から、申請地の、代理人行政書士さんと、それから事務局長と私と3人で現場の確認、立会いをさせていただきました。

69ページの図面にありますように、今年の3月、右の駐車場用地として申請が上がった、その隣の農地でございます。〇〇〇〇さん、駐車場がまだ足りないということで、追加で隣の農地も駐車場にしたいという申請ですが、駐車場の施工の内容につきましては前回と同じように砂利敷で、そして雨水につきましては道路横のためます、排水溝に流し、そして羽須和側に自然放流するという構造で、特に問題ないのじゃないかなというふうにして、現場立会いさせていただきました。

ここの遊休農地につきましては、佐々のインターができるときに、新牧崎線として、この申請地の横の道ができたわけでございます。1枚の田んぼを2つに分けられて、大きい田んぼと小さい田んぼに分けるといふ、そういうようなものでした。それで、ここの土地については2つの田んぼになっていくような状況でございましたが、水が、取るのが難しいんじゃないかということで、田んぼでありましたけど、畑として使っていくというふうな形になったわけですが、とにかく、畑での野菜を作ったり果実を作ったりとして、そういうものをしていく状況には何年もなくて、遊休農地、雑草だらけの農地だったわけですが。途中で牧草を2年ほど作っていただいたこともありましたが、最近、また雑草だらけの農地だったわけですが、こういう形で〇〇〇〇さんが利用したいということで上がったわけでございます。

特に問題ないかと思いますが、審議のほど、よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 3月に出た案件で、第2駐車場ということで、その利用状況はどうなるか分かりますか。

10番（池田 晴良君） ここに申請に上がっているように、右の、この3月に上がったときは12台、駐車場、台数はあったわけですが、それで足りないということで、新たに17台の追加の申請が上がっているようでございます。

それで、これで足りるのかどうか分かりませんが、もともと従業員の駐車場も近隣の空き地のところで借りられてるようですから、多分、お客さんが、患者さんがものすごく多いんじゃないかと思います。そういうことです。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。

ないようですので、採決をいたします。第15号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次、第16号議案 非農地通知申出書について（口石地区）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より説明をさせていただきます。

議案第16号 農地法第2条第1項農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。

対象農地としては、別紙となっております。

令和3年8月27日、佐々町農業委員会会長。

すいません。71ページ目を御覧ください。

非農地通知申出書としまして、令和3年8月4日に、申出人、〇〇〇〇氏より申出がっております。

申出の土地としまして、1番、所在、佐々町口石免字浄香谷、地番796番地、地目、登記簿で畑、現況は山林化してるということで申し出てあります。

面積が366m²、これにつきましては、72ページにありますように、現地の調査をしております。

すいません。場所の御説明をさせていただきます。

75ページを御覧ください。

図面上の左上に住宅が見えますのが、千本団地になります。千本団地のすぐ下に、図面ではちょっと隠れておりますけども、千本の集会所がございまして。そこから約、木場町内会のほうに100mほど行った、破線で囲んである場所、道路から行くと左側の場所が申請地になります。

申請地の状況ですけれども、76ページの写真及び73ページの写真と見ていただけたらと思います。ただし、73ページはちょっと写真が古くて建物の屋根等がありますけれども、現時点ではもう建物はなくなっており、右側の76ページのような山林化した土地に現況はなっております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明を求めます。8番。

8番（藤永 九市君） 地元委員ではありませんけれども、南部班長も口石のほうで転用申請等々があったもんだから、全てを1人にさせるのもということで、事務局のほうからの要請がございましたから立ち会っております。そういうことで、私のほうから、地元委員の立場になって補足説明をしたいと思います。

お話のとおり、これにつきましては、関連として、皆さんも記憶にあるかと思いますが、昨年11月、同じ場所の同じ方の非農地通知が出ていたと思います。これはミカン園跡地ということで、それにも立ち会ったんですけども、そのときにも皆さんに承認を頂いたと思ってます。山林化しているということです。

今回につきましては、ここも、その当時に、11月にでも提出されたいような気であったんですけども、状況がなかなか困難なところがありまして。73ページ、航空写真見てもお分かりのとおり、事務局からの説明もありましたけれども、航空写真が平成27年ぐらいのでしょう。もう6年間かそこら、経過してるわけです。だから、現況、全然、写真とはちょっと、これでは分かりにくいんですが、ほとんど山林化しております。

家屋もここに出ておりますが、この件につきましても、ちょっと複雑な点があったんですけども、これにつきましては違反転用という形の中で、この写真のとおり、家が建てたんです。それはもう廃止されておりますけれども。これにつきましては、当事者の〇〇〇さんじゃなくて、ほかの方のね、許可なく建てておられた経緯があります。そういうことで、非常にこの辺は困っておられたということで聞いております。しかし、その辺もどうか整理をされまして、今回の非農地通知の申請をされたということになっていると思います。

写真のとおり、事務局長と、それから藤永南部班長と見ましても、復旧をして農地に返すことは無理だろうということ判断しましたもんですから、よって、皆さん方もどうぞ非農地として御承認頂ければなというふうな次第でおりますので、ここに地元委員に代わりましたの補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。第16号議案について、承認されることに賛成の方、挙手

をお願いします。ありがとうございました。挙手多数ですので、非農地と判断いたします。

次に、第17号議案 農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 78ページを御覧ください。

第17号議案 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。

令和3年8月27日、佐々町農業委員会会長。

すいません。79ページを御覧ください。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農地利用集積計画書、新規としてあります。

権利の設定を行う者、貸し手農家としまして、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

それと、権利の設定を行う者、借り手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

土地の所在、佐々町市瀬免字古田、地番162番地、地目、田、面積1,999m²。

権利の種類としましては賃借権、区域区分としましては農用地となっております。

今回の設定内容は、金納としまして1万5,000円、これは1,999m²の分です。期間は5年間となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御質問ありませんか。2番。

2番（濱野 努君） ちょっと補足説明させていただきます。

この土地につきましては、前回、借りられた方がおられて、ちょっと高齢のため、作り切れないということで、この〇〇〇〇さんをお願いをして作ってもらうようになりました。

一番最後の金納というところで、1万5,000円ということは、暗排が入ってなくて耕作がちょっとしにくいついていう点から、大体、農業委員会では逆に1万円、1万1,000円とか話が出てますが、それでちょっと減額させて、この金額で了承を得たということで納得していただければ幸いです。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。

賃借料については、もう、その都度いろいろ議題に上がるんですけど、やはり貸し手、借り手農家の合意が一番の基本となっております。今回は貸し手のほうが了解されたということで、こういう金額となっております。8番。

8番（藤永 九市君） ちょっとお尋ねです。こういうふう集積計画書ということで上がって

ますけど、機構のほうは、これは通せなかったんですね。機構は通してっていうことの考えはなかったんですね。ちょっと確認したいと思います。

2番（濱田 努君） 前回の方が機構は通さないという方向で借りてらっしゃったもので、そのまま町の貸し借りということで進めさせていただいています。

以上です。

8番（藤永 九市君） 分かりました。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。

ないようですので、採決をいたします。第17号議案 農地利用集積について、承認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手多数なので、承認いたします。

次、日程（5）協議事項、佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 80ページを御覧ください。

佐々町長、古庄剛氏より、佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで来ております。

このことについて、農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々町農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を伺います。

記。

変更番号3の2ということで、佐々町農業委員会会長宛てに来ております。

内容です。82ページ目を御覧ください。

申請人、〇〇〇〇氏、住所、〇〇〇〇、農業振興地域農用地区除外申請ということで出されております。

下記地区の農用地を農用地区分外へ除外をするよう計画を変更したいと思いますので、承認くださるよう申請します。

変更理由として、添付した計画図のように、キャンプ場の作成をしたい。隣接地約500坪を含め、カフェ、サウナ、またアウトドア関係の事業を併せて展開する予定。地元を盛り上げたいということで書いておられます。

土地の所在です。皆瀬免字檜付、地番447の1、地目、田、面積1,061m²となります。

これにつきましては、7月26日に行われた第4回の総会で5条申請というのがあっておりますけど、その近くになります。ちょっと図面が大変分かりづらくて申し訳ないんで

すけども、場所的には、神田の〇〇〇〇さんから——失礼しました。87ページを御覧ください。神田の〇〇〇〇さんからずっと入っていったところで、〇〇〇〇さんがございます。その少し上のほうになられます。〇〇〇〇の御自宅の近くになろうかと考えております。

それと、計画の概要ですけども、91ページを御覧ください。

字図になっておりますけども、前回の委員会の折、農地転用が出されてたのが、駐車場として447の4の四角く囲んだ場所ですけども、その右上に黄色く塗ったところが今回の申請地となっております。事業計画でありました、カフェとかサウナとか書いてある分の山手側のほうになります。

現地の写真ですけども、次の92ページの写真上で447の1と書いてある斜面のところになります。

被害防除計画書です。94ページを御覧ください。

申請地の造成計画の内容としては、現状のまま利用したいということになります。合わせて95ページも、ちょっと背中合わせになっておりますので、見ていただけたらと思います。現状のとおりという場所が、図面上の上側の石段とかスロープとかキャンプサイトとか書いてある部分の斜面を利用した利用計画ということになってるようです。

現状のまま利用するに当たっての被害防除ということで、隣接する農地がないということと記載されております。

防護柵を設けるといのは、外周に防護柵を設けられるということのようです。

近傍の農地に対しての影響についてですけども、隣接する農地がないので、または隣接する家屋とも十分に距離があるので、被害に対してのおそれはないということになってます。

排水計画ですけど、雨水については水路へ放流、生活排水とか汚水については合併浄化槽を設置して対応したいということで計画されておられます。

あと、資料の96ページから一番最後までについてですけども、これについてはイメージということで、参考で添付をされておられます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。

今回、整備計画変更についてが議題となっております。後もって、そういう転用についての申請は上がってくるものと思います。

御意見、御質問がないようですので、異議なしとして産業経済課のほうへ回答いたします。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございました。その

ように回答いたします。

次に、日程（６）その他に移ります。

事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すいません。（６）その他の件についてですけども、①の９月定例会の日程についてです。

ちょっとここにカレンダーが、すいません、向こうにございますけども、今は８月分になっておりますけども、持ってきましたかね。

９月は、申し訳ありません。通常は１４日に転用の申請の受付を１回締めて、その数日後に五役会をさせていただいて、通常は２５日に総会を開くということで農業委員会の中では予定としてなってます。ただし、ちょっと連休が、この辺り、たくさん続いたりするものですから、総会を、２５日ではなくて２７日月曜日にどうかと考えております。遡ること、９月の１６日木曜日ですけどもを五役会とさせていただき、１４日、通常どおりの受付の終了を転用申請締切りとして１４日にさせていただけたらと考えております。

もう一度言います。９月の１４日火曜日が転用受付締切り、９月の１６日木曜日が五役会、９月の２７日月曜日を総会とさせていただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

すいません。②です。

令和３年度農業者年金加入推進特別研修会についてということで、これにつきましては、テレビ会議、ウェブ会議となっております。日時が９月８日水曜日、１３時３０分から１６時３０分まで、場所が役場２階会議室で開催されます。

これについては、推進部長となっております池田邦義委員、それと和田貞子委員、山下夕見子委員のほうに御案内をさせていただいてるところです。

以上、そういうことでさせていただきたいと考えております。

その他ということで、③のその他ですけども、総会として何か諮るようなことがあればと考えておりますけど、よろしいでしょうか。会の終わった後に、冒頭に話しました集積計画の周期が来られる方がおられますので、その方の御担当を決めさせていただけたらと考えております。

会長（吉野 裕君） 休憩します。

（休 憩 午後１４時４５分）

（会議再開 午後１４時４７分）

会長（吉野 裕君） 会議を再開します。

事務局長（橋川 貴月君） その他についてはありませんので、よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうから、何かございませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 局長に、産業経済課のほうにちょっと聞いてもらいたいんですけど、農振見直しの会議がいつまで、今後、何の話も聞かないんですよ。そこら辺は、農振の見直しちゅうのは会議があってるのかどうか。そこら辺ば、確認してください。お願いします。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すいません。そこは確認して、改めて御報告させていただければと思います。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） その他のその他ですけれども、ちょっと事務局長は替わったばかりですから尋ねても無理だと思いますけれども、会長のほうがいいでしょうけどもね。

昨年から中止になって、今回も中止になるのか。コロナ禍の中ですから、仕方がないと思いますけれども。県北地域の会長さん、連携、今まで研修が、毎年行っていたんですけども、その点についてはまた、近況といたしますか、状況は何かあってるんですか。今、もう、されてないんでしょう、昨年から今年にかけて。今年は今頃、8月から9月に必ず、県北地区、いわゆる佐世保、松浦、佐々、小値賀、行われてたんですが、その点は何か状況、ありますか。ちょっとお尋ねです。

会長（吉野 裕君） 県北地区の農業委員会の会長、事務局長の研修会も、昨年より大体、県北5地区の持ち回りでやっておりましたけれども、昨年からコロナでそれも延期、延期ということで。いろいろ、開催できるようであればということで金子前局長とは案を練ったり、宿泊施設の用意もありますので、検討しておったんですけども、こういうコロナの終息が見込めないということで、これまで延期ということで。農業委員の研修も、本日、本当ならば、昨年みたいにここで佐々町だけの研修ということでしたけど、農業会議のほうから連絡頂いてるのは、中止じゃなく延期ということで、今、連絡を受けたということ聞いております。日程については、いつ頃ということはまだ聞いておりませんので、それが分かれば、また皆さんにはおつなぎしたいと思いますので。

いろいろと、来月、再来月ってなれば、大変忙しい時期になるかと思っておりますけれども、今のところはそういう状況です。8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。私がお尋ねしたのは、持ち回り式で各地域ごと変わってきて、ちょうど昨年、佐々の当番やったですね。それから途絶えてきて、今年もそういう形の中でまた2年間延びる。佐々が受入れの立場でありながら、中止という形が今まで続いてきてるんです。

これはやむを得ないと、仕方がないことですが、何かだんだんそがんなっていくと、お互いの、研修もそういう形の中で、あえて文書とか事務的な形の中で連絡という形になる。非常に残念なことです。コミュニケーションというか、お互いの連携、それから交流というのがだんだん乏しくなってきたんです。だんだん遠ざかってきたような状況下にあるものですから。これは、農業委員会ばかりじゃないと思いますが。だから、この状況の中、どういうふうになってるかなと思ってお尋ねした次第です。

第5波がまただんだんひどいものですから、いつ終息するか分からないような状況下にありますから、このままもうずっと続くと、いろいろな問題が、大事なものが失われていくような形が考えられますので、ぜひとも、会長もそうですが、県、連携する各地域とか、状況をやっぱり把握しながら、何らかの形で連携取っていかれるようお願いしたいなと思ってます。非常に大事なことなんです。情報公開なんかが、交換なんか全くできない状況の中で孤立したような中で、これは21市町どこも一緒でしょうけども、そういうことになっているようですのでね。

事務局長も大変でしょうけども、そんなことも、県からの情報も十分キャッチしながら、我々農業委員会のほうにおつなぎ頂ければなというふうに思ってます。

以上です。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。やっぱり県下21市町集まって情報を共有するという事は大事なことであり、まして県北だけでも、近隣ですので似通ったところがあるかと思って、そういうところの情報を共有すること、そしてお互い懇親、親交を深めるということについても大変大事な重要な会議だと思います。

しかしながら、御存じのとおり、コロナで開催ができない。佐々町においても、いろいろな会議が中止また延期となっております。何と云っても、口から出てくるのはコロナというばかりです。

そういう情報が入りますれば、また皆さんにお伝えして、情報共有していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

ほかに、何か皆さんのほうから。

なければ、本日の総会を終わりたいと思います。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後14時55分 ）

上記のとおり相違ありません

会

長

吾野 裕

会議録署名委員

藤 永 茂

会議録署名委員

築 城 武美

